



Kyoritsu
Women's Educational Institution
Supporters Fund Raising

顕彰制度

ご寄付頂いた方に感謝の気持ちを込めて、顕彰をご用意させていただきます。

① 全ての寄付者

ご芳名とご寄付額を本学の広報誌『学園報』およびホームページ上に掲載させていただきます。
(ご希望によりご芳名と寄付金額を掲載しないことも可能です。)
「サポーター証」としてキーホルダーを贈呈いたします。

② 個人で10万円以上の寄付者

「プレミアムサポーター証」キーホルダーを贈呈いたします。
上記に加え、学園特製の袱紗を贈呈いたします。

③ 個人で50万円以上、団体で500万円以上の寄付者

①②に加え、感謝状を贈呈いたします。

また、学園で開催する各種イベントのご案内やご招待を行う予定です。
ご来校の際には、「サポーターズ証」キーホルダーをご持参頂けると幸いです。



〒101-8437 東京都千代田区一ツ橋 2-2-1 学校法人共立女子学園 募金事務室
TEL 03-3237-2816 受付時間 9:30~16:30(月曜~金曜)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/bokin/>



共立女子学園 サポーターズ募金

～伝統を受け継ぎ、これからの共立をサポート～

「共立女子学園サポーターズ募金」は、
共立女子学園の教育研究活動の推進のためにご寄付をいただいた方に、
「サポーター」として応援いただく募金制度です。

Kyoritsu
Women's Educational Institution
Supporters Fund Raising



学校法人
共立女子学園

募金の趣意

共立女子学園は明治19年(1886)に「女性の社会的地位の向上のため、自活の能力の習得と自立した女性としての必要な教養の習得」を目的として創立されました。この「女性の自立と自活」という建学の精神は、「誠実・勤勉・友愛」という校訓とともに、明治、大正、昭和、平成の時代を通して、時勢の推移に対応しつつ連続と現在に引き継がれています。

今、社会の様々な場面では、新しい知識・技術・情報を身につけ、時代に対応する力、未来を切り開く力のある人材が求められています。そうした状況を背景に、女子高等教育に対する期待が高まり、女性の社会進出の重要性が増えています。

本学園はこのような時代の中、伝統と実績をふまえつつ、幼稚園から大学院までの各校において、社会に広く貢献できる自立した人材を育成するための教育を行い、成果を上げています。特に近年では、教育の質を保証すること、学生生徒等の学習成果の達成と充実した学園生活の実現を支援すること、多くのステークホルダーとのコミュニケーションの充実をはかり社会の要請や課題などに柔軟に応じていくことについて、全教職員が総力を挙げて取り組んでいます。

長い伝統で多くの女性を育ててきた本学園は、平成28年(2016年)には創立130周年を迎えました。この伝統を引き継ぎ、本学園の教育目的を達成するためには、多くの方々からのご支援ご協力により、学園としての財政基盤の安定が必要になります。つきましては、共立女子学園のさらなる充実・発展のためにご理解とご協力をお願い申し上げます。

学校法人共立女子学園理事長 御手洗 康

募金要項

このご寄付は一般の方々に幅広くお願いする任意のものです。

募金の種類

教育研究振興資金

教育・研究・学習環境の整備と充実、教育・研究活動の支援を行います。
募金目標額：1億円

奨学資金

人物・学業成績とも優秀な在学生への支援、スポーツ・芸術等様々な分野において優れた活動により成果をあげた在学生への支援、経済的な理由のため学業の継続が困難になった在学生への支援、本学留学生等への支援を行います。
募金目標額：5千万円

寄付金額 1口1万円(ただし、金額にかかわらずお受けいたします。)

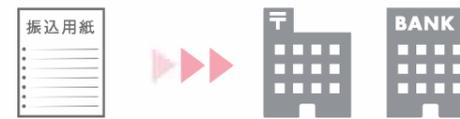
期 間 平成27年9月1日～平成32年8月31日

その他 ①100万円以上のご寄付は、ご希望によりご芳名を冠した冠奨学資金として活用させていただくことも可能です。
②遺贈などによるご寄付もお受けいたします。ご相談ください。

お申込み・払込方法のご案内

振込用紙でのお振込み

専用の払込取扱票に必要事項をご記入の上、郵便局または銀行窓口でお振込み下さい。



ATM 及びネットバンキングによるお振込み

学園ホームページの「募金のお願い」より、「ATM・ネットバンキングからのお振込み」画面をお選び頂き、入力フォームに必要事項を入力し送信した上で、ATM 及びネットバンキングによりお振込み下さい。お振込みの際は、ご依頼人名の前に電話番号をご入力下さい。



インターネットからクレジットカード・コンビニ・Pay-easy を利用するお申込み

学園ホームページの「募金のお願い」より、「インターネットからのお申込」画面をお選び頂き、入力フォームに必要事項を入力の上、ご送信下さい。お支払いには、クレジットカード決済、コンビニ支払い、Pay-easy 決済を選べます。



寄付をされた方に対する税制上の特例について

「共立女子学園サポーターズ募金」は、個人・法人とも税制上の特例の対象となります。

個人の場合

特定公益増進法人に対する寄付金として、以下のような所得税の減免措置を受けることができます。

●寄付金が2千円を超える場合は、超えた金額がその年の課税所得金額から控除されます。(ただし、年間総所得金額の100分の40が限度)

$$\text{寄付金額} - 2\text{千円} = \text{寄付金の所得控除額}$$

●免税の手続きは、寄付をいただいた翌年の確定申告期間に、本学園発行の領収証と、同封する「特定公益増進法人証明書(写)」を添えて所轄税務署に確定申告を行い、所得税の還付請求をしてください。

◎クレジットカード決済の場合、本学への入金及び領収証発行までに2～3ヵ月を要しますので、予めご了承くださいようお願い致します。

◎所得税の控除の他、東京都や神奈川県などの条例により指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の寄付金控除が受けられます。

法人の場合

法人の方が学校へ寄付する方法として二通りの方法があります。

- ①直接学校(特定公益増進法人)に寄付する場合
一般寄付金の損金算入限度額と同額が別枠で損金に算入できます。
- ②日本私立学校振興・共済事業団が取り扱う受配者指定寄付金制度を利用する場合
寄付金の全額が損金に算入できます。別途関連書類をお送り致しますので募金事務室までご連絡下さい。

